

■肉用子牛の平均売買価格

1. 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の令和5年度第4四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなりました。

（単位：円/頭）

			黒毛和種	褐毛和種	その他肉専	乳用種	交雑種
保証基準価格			556,000	507,000	325,000	164,000	274,000
合理化目標価格			439,000	400,000	256,000	110,000	216,000
令和5年度	平均売買価格	第1四半期	586,800	534,000	232,100	170,200	304,200
		第2四半期	521,600	553,000		196,900	299,600
		第3四半期	522,500	574,500		182,900	326,600
		第4四半期	562,200	585,300		173,600	347,700
	補給金単価	第1四半期	—	—	90,510	—	—
		第2四半期	34,400	—		—	—
		第3四半期	33,500	—		—	—
		第4四半期	—	—		—	—

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間が1年(4月～3月)となりました。

2. 令和5年度第4四半期においては、その他肉専用種について、平均売買価格が保証基準価格及び合理化目標価格を下回ったことから、生産者補給金（補給金単価：90,510円/頭）が交付されることとなりました。